年金法令·制度運営(問題)

【注意】

不鮮明な記載・判読困難な記載については、採点の対象としないので、解答に当たっては注意すること。特に、<u>記号の記載に際しては、判別が困難な事例が散見されるので、特に注意のこと</u>。 (例.「ウ」と「ク」、「シ」と「ツ」、「チ」と「テ」、「ケ」と「ク」、「ス」と「ヌ」)

- 問題 1. 次の空欄に入る語句あるいは数値を選択肢の中から選択し記号で答えよ。なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。(27点)
 - (1) 次は、平成二十六年厚生労働省告示第九十五号「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法」のうち代行給付相当額に関する記述である。

第一項第八号の六

平成(a)から基金又は連合会が解散した月までの期間に係る各月の分の老齢年金給付(第七号の六に掲げる額の算定に係る月の分の老齢年金給付を除く。)を支給する当該基金の加入員若しくは加入員であった者又は当該連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている中途脱退者若しくは解散基金加入員のうち、(b)について、それぞれ平成二十六年中途脱退者告示第一号イ及び第二号イの規定の例により計算した額の合計額を十二で除して得た額に当該(b)の当該各月の前月の末日における年齢が(c)未満の場合にあっては(d)、(c)以上七十五歳未満の場合にあっては(e)、七十五歳以上の場合にあっては一を乗じて得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる(f)に相当する額を加えた額を合算した額

(<i>y</i>)	〇. 六八	(1)	〇. 六九	(ウ)	○. 八六	(I)	〇. 八七五
(才)	〇. 八九	(力)	○. 九六	(‡)	〇. 九八	(力)	〇. 九九八
(ケ)	二十六年四月	(1)	十七年四月	(#)	十一年十月	(½)	十一年四月
(ス)	五十五歳	(t)	六十歳	(7)	六十五歳	(A)	七十歳
(f)	省令に定める額	(")	国債利回り	(テ)	運用損益	(\)	利子
(ナ)	連合会移換者	(=)	六十歳超過者	(ヌ)	老齢厚生年金等受	給者	
(ネ)	老齢厚生年金等支	給開	始年齢到達者				

- (2) 次は、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令」に規定する「責任準備金相当額の減額の申請」に関する記述である。
- 第十九条 平成二十五年改正法附則第十一条第一項の規定による責任準備金相当額(平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額をいう。以下同じ。)の減額の申請(以下「自主解散型減額申請」という。)及び平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定による責任準備金相当額の減額の申請(以下「(a)型減額申請」という。)は、代議員会において代議員の定数の(b)以上の多数により議決し、申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。
 - 一 自主解散型減額申請又は(a)型減額申請をした日(以下この条及び次条において「減額申請日」という。)前(c)以内現在における(d)
 - 二 前号の(d)を作成する日を解散する日とみなして、自主解散型減額申請にあっては平成二十五年改正法附則第十一条第七項の規定、(a)型減額申請にあっては平成二十五年改正法附則第二十条第三項の規定の適用がないものとして計算した責任準備金相当額及びその算出の基礎となる事項を示した書類
 - 三 次のイ又はロのいずれかに掲げる書類
 - イ 減額申請日の属する月前(e)間において公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。)第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の(f)を(g)していたことを証する書類
 - ロ 次条第一項の規定に基づき計算した率及びその算出の基礎となる事項を示した書類
 - 四 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を(h)するために必要な措置を 講じていることを証する書類
 - 五 第一号において(d)を作成する日を平成二十六年経過措置政令第十条第一項第一号の解散した日((a)型減額申請にあっては、平成二十五年改正法附則第十九条第九項の規定により解散した日)とみなして平成二十六年経過措置政令第十条の規定に基づき計算した額及びその算出の基礎となる事項を示した書類

(7)	二分の一	(1)	三分の二	(ウ)	四分の三	(1)	五分の四
(1)	一月	(力)	二月	(‡)	三月	(7)	六月
(ケ)	一年	(1)	二年	(#)	三年	(ÿ)	五年
(ス)	予測	(t)	標準掛金	(7)	抑制	(β)	清算
(f)	特別掛金	(")	代行返上	(テ)	他制度移行	(\)	請求
(ナ)	行政命令	(=)	削減	(x)	設定	(礻)	徴収
())	納入	(V)	免除保険料	(比)	掛金	(7)	捻出
(^)	財産目録及び残高証明書			(#)	財産目録及び貸借対照表		
(4)	貸借対照表及び損	益計	算書	(\S)	貸借対照表及びその	の明	細書

- (3) 次は、「確定給付企業年金法」に規定する「掛金」に関する記述である。
- 第五十五条 事業主は、(a)に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、 年一回以上、定期的に掛金を拠出しなければならない。
- 2 加入者は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、前項の掛金の一部を負担することができる。
- 3 掛金の額は、規約で定めるところにより算定した額とする。
- 4 前項に規定する掛金の額は、次の要件を満たすものでなければならない。
 - 一 加入者のうち特定の者につき、不当に (b) ものであってはならないこと。
 - 二 定額又は給与に一定の割合を乗ずる方法その他適正かつ合理的な方法として厚生労働省 令で定めるものにより算定されるものであること。
- 第五十六条 事業主は、前条第一項の掛金を、規約で定める日までに(c)に納付する ものとする。
- 2 事業主は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、掛金を金銭に代えて金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている (d)で納付することができる。ただし、事業主が当該 (d)を (e)に納付する場合にあっては、当該 (e)の同意を得たときに限る。
- 3 (c)が、中小企業退職金共済法 (昭和三十四年法律第百六十号)第十七条第一項の規定に基づき、(f)から同項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡しを受けたときは、当該金額については、前条及び第一項の規定により事業主が拠出した掛金とみなす。
- 第五十七条 掛金の額は、給付に要する費用の額の予想額及び予定(g)の額に照らし、 厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように 計算されるものでなければならない。
- 第五十八条 事業主等は、少なくとも五年ごとに前条の基準に従って掛金の額を再計算しなければならない。
- 2 事業主等は、前項の規定にかかわらず、(h)が著しく変動した場合その他の厚生 労働省令で定める場合は、前条の基準に従って、速やかに、掛金の額を再計算しなければな らない。

(7)	低額な	(1)	優遇する	(ウ)	高額な	(1)	差別的な
(1)	掛金収入	(力)	事業費	(‡)	運用収入	(7)	一時金給付
(ケ)	有価証券	(1)	株式	(#)	債券	(ÿ)	約束手形
(ス)	社会情勢	(t)	加入者の数	(7)	年金資産	(4)	運用環境
(f)	地方厚生局	(")	金融機関	(テ)	信託銀行等	(\)	基金
(†)	企業年金連合会	(=)	運営管理機関	(汉)	年金制度の運営	(ネ)	給付に関する事業
())	年金給付及び福祉	事業		(1)	年金制度の運営及び福祉事業		
(t)	資産管理運用機関等			(7)	年金積立金管理運用独立行政法人		
(\land)	独立行政法人労働政策研究・研修機構			(‡)	独立行政法人労働	安全	衛生総合研究所
(7)	独立行政法人勤労者退職金共済機構				独立行政法人労働	才健	康福祉機構

(4)	次は、	「確定給付企業年金法施行規則」	に規定する	「積立上限額の算定方法」	に関する
ŧ	記述でる	ある。			

第六十二条 当該事業年度の末日における積立上限額は、次のいずれか大きい額に (a)を乗じて得た額とする。

- 一 次の要件を満たす基礎率を用いて計算した当該事業年度の末日における (b) イ 予定利率は、当該事業年度の末日における下限予定利率とすること。
 - ロ 予定死亡率は、(c) に、次に掲げる加入者、加入者であった者又はその遺族等の区分に応じそれぞれ定める率を乗じた率とすること。
 - (1) 加入者 (d)
 - (2) 男子であって、加入者であった者又はその遺族((4)に掲げる者を除く。) (e)
 - (3) 女子であって、加入者であった者又はその遺族((4)に掲げる者を除く。) (f f)
 - (4) 障害給付金の受給権者 (g)((1)に掲げる者を除く。)
 - ハ その他の基礎率は、前回の財政計算で用いた基礎率とすること。
- 二 当該事業年度の(h)

(P)	生命表に記載の率	(1)	基準利率	(ウ) 一・五	(I)	数理債務の額
(1)	基準死亡率	(力)	- <u>•</u> <u>=</u>	(‡) — • <u> </u>	(7)	責任準備金の額
(ケ)	標準死亡率	(1)	- • -	(†)	(ý)	最低積立基準額
(ス)	年齢調整死亡率	(t)	○・九五以上	(ツ) 〇・九五	(月)	給付現価の額
(£)	○・九五以下	(")	〇・九二五以上	(テ) 〇・九二五	(\)	○・九二五以下
(<i>†</i>)	○・九以上	(=)	○・九	(ヌ) 〇・九以下	(ネ)	〇・八五以上
())	○・八五	(V)	○・八五以下	(t) 零	(7)	零以上
(~)	○・八五以上一・	O以	下	(ホ) ○・九以上-	一・〇以下	
(4)	○・九二五以上一	• 🔾	以下	(ミ) ○・九五以.	上一・〇以	下

(5) 次は、「確定拠出年金法」および「確定拠出年金法施行令」に規定する「資格喪失」、「返還資産額」および「脱退一時金」に関する記述である。

確定拠出年金法

第三条 (中略)

3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。 (中略)

六の二 (a)一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定める場合にあっては、当該年齢に関する事項 (中略)

十 企業型年金加入者が資格を喪失した日において実施事業所に使用された期間が (b)である場合において、その者の (c)のうち当該企業型年金に係る事業主掛金に相当する部分として政令で定めるものの全部又は一部を当該事業主掛金に係る事業主に返還することを定めるときは、当該事業主に返還する資産の額(以下「返還資産額」という。)の算定方法に関する事項

(略)

附則

- 第二条の二 (d)、次の各号のいずれにも該当する企業型年金加入者であった者は、 当該企業型年金の(e) に、脱退一時金の支給を請求することができる。
 - 一 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図 者でないこと。
 - 二 当該請求した日における(c)の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額以下であること。
 - 三 最後に当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して (f)を経過していないこと。

(中略)

3 脱退一時金の額は、第一項の請求をした者の(c)額として政令で定める額とする。 (略)

確定拠出年金法施行令

第五十九条 法附則第二条の二第一項第二号の (c) の額として政令で定めるところにより計算した額は、第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第四号に掲げる額を控除して得た額とする。

(中略)

- 四 法第三条第三項第十号に掲げる事項を規約で定めている場合にあっては、当該規約により事業主に返還されることとなる額
- 2 法附則第二条の二第一項第二号の政令で定める額は、(g)とする。
- 3 法附則第二条の二第三項の政令で定める額は、同条第一項の請求をした者の当該請求をした日以後の企業型年金規約で定める日(その支給を請求した日から起算して(h)を

経過する日までの間に限る。)における (c) 額とする。

∠ 1/ ⟨ ∠ 1/	/1×1							
(7)	五十五歳以上六十	歳未満の	(1))六十歳以上六十五歳以下の				
(ウ)	六十歳以上七十歳	未満の	(I)	政令で定める				
(1)	一月	(カ) 三月	(‡)	六月	(ク) 一年			
(ケ)	一年三月	(3) 一万五千円	(#)	二万五千五百円	(シ) 二万七千五百円			
(ス)	五万五千円	(t) 六月未満	(7)	一年以下	(タ) 三年未満			
(f)	五年以下	(ツ) 脱退一時金相当	(テ)	移換相当	(ト) 個人別管理資産			
(†)	個人勘定残高							
(=)	平成二十七年三月	三十一日までの間	(ヌ)	平成二十七年九月	三十日までの間			
(ネ)	平成二十八年三月	三十一日までの間	())	当分の間				
(1/)	資産管理機関			企業型記録関連運営管理機関等				
(7)	個人型記録関連運	営管理機関	(\land)	確定拠出年金運営	管理機関			

(6)) 次は、	平成 26 年 3	月 12	日に行われた第2	0 回社会保障	審議会年金	部会の資料	「今回の」	財政
	検証の	基本的枠組み	」中、	「制度改正の検討	のためのオプ	ションにつ	いて」に関っ	する記述	であ
	る。								

○ (a) 改革国民会議の報告書では、財政検証に関して、単に (b) を示すだけではなく、報告書において提示された年金制度の課題の検討に資するような検証作業 (オプション試算)を行うべきとされている。

- この報告書を受けて、『持続可能な(a)の確立を図るために講ずべき改革の推進に関する法律(プログラム法)』が成立したが、その中でも、
 - (c)の仕組みの在り方、
 - ・短時間労働者に対する(d)の適用拡大、
 - ・高齢期における (e) の在り方、
 - ・高所得者の (f)の在り方、

など、報告書で提示された課題を検討課題として列挙している。

○ このため、今回の財政検証に当たっては、法律で要請されている現行制度に基づく検証 に加えて、これらの課題の検討に資するよう、一定の制度改正を仮定したオプション試算を 行う。

()	')年金給付	(1)	労働者比率	(ウ)	年金の所得制限	(1)	厚生年金保険	
()	·)被用者保険	(力)	社会保障制度	(‡)	雇用規制	(7)	年金制度	
()	・) 賃金スライド	(ב)	社会保険料免除	(#)	給付適正化	(ý)	物価スライド	
())財政状況	(t)	財政の現況	(7)	マクロ経済スライ	ド		
(5	り) 財政の現況と見	財政の現況と見通し			チ)総合的な課税			
()	り 財政状況と将来	財政状況と将来推計)所得保障及び資産課税			
()	就労と年金課税			(ナ))年金給付及び年金課税			
(=) 就労と年金受給			(ヌ)	配偶者控除			

(7)	次は、	企業会計	·基準委員	会が公表してい	る「退職総	合付に関す	る会計基準」	に規定する	「確定
	給付制	度の開示	」に関する	る記述である。					

- 27. 積立状況を示す額について、負債となる場合は「(a)」等の適当な科目をもって (b)に計上し、資産となる場合は「(c)」等の適当な科目をもって(d) に計上する。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の 上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額に「(e)」等の適当な科目をもって計上する。
- 28. 退職給付費用については、原則として (f) に計上する。ただし、新たに退職給付制度を採用したとき又は給付水準の重要な改訂を行ったときに発生する (g) を発生時に全額費用処理する場合などにおいて、その金額が重要であると認められるときには、当該金額を (h) として計上することができる。

【選択肢】

	* · •						
(P)	退職給付に係る資産	(1)	退職給付に係る負債	(ウ)	退職給付債務	(1)	勤務費用
(1)	前払年金費用	(力)	退職給付引当金	(‡)	固定資産	(力)	流動資産
(ケ)	過去勤務債務	(1)	過去勤務費用	(#)	固定負債	(½)	流動負債
(ス)	利益剰余金	(t)	数理計算上の差異	(7)	経常損益	(A)	特別損益
(f)	組入調整	(")	法人税等調整額	(テ)	当期純利益	(卜)	財務費用
(<i>†</i>)	売上原価	(=)	販売費	(x)	一般管理費	(ネ)	人件費
())	売上原価又は販売費			(V)	売上原価又は一般	般管:	理費
(t)	売上原価又は販売費及び一般管理費				販売費又は一般管理費		
(\land)	退職給付に係る調整額		(#)	退職給付に係る	調整.	累計額	

- (8) 次は、公益社団法人日本年金数理人会が定めている「行動規範」に関する記述である。
- 第7条 会員は、業務の結果を報告するにあたり、それがどの顧客のためのものであるか及び 自己がどのような立場でその業務を遂行したかを確認しなければならない。
 - 2 会員は、業務の結果を報告するにあたり、自己がその (a) を負うことを明示しなければならない。会員は、顧客又は所属法人等に対して、業務の範囲、適用した (b) およびデータに関する補足の情報や説明を提供するために、自己又は他の情報源が利用できる範囲を示さなければならない。

(ア) 義務	(イ) 職責	(ウ) 計算前提	(エ) 計算	(オ) 手法	(カ) 仕事	
(キ) 基礎率	(ク) 任務	(ケ) 助言	(3) 法令	(サ) 責任	(シ) 検証	

問題 2. 次は、平成 26 年 3 月 24 日付にて改正された通知「厚生年金基金の解散及び移行認可について」の別紙「厚生年金基金解散・移行認可基準」に規定される「責任準備金相当額の前納」に関する記述である。以下の問題にそれぞれ解答せよ。(8 点)

第四 改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可に係る手続に関する基準 一 (略)

- 二 責任準備金相当額の前納
- (1) 改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金は、同法第百四十五条第二項の認可若しくは改正前確定給付企業年金法第百十一条第二項の承認又は同法第百十二条第一項の認可前においても、政府が徴することとなる責任準備金相当額の(①) を前納することができること。
- (2)(1)により前納する額は、前納しようとする日における(②))から当該(③))を控除した額が、前納しようとする日から改正前厚生年金保険法第百四十五条第二項の認可若しくは改正前確定給付企業年金法第百十一条第二項の承認又は同法第百十二条第一項の認可までにおける(④))を上回るものであることとし、規約に定めるところにより算定した額とすること。また、(4)に該当する場合を除き、前納した責任準備金相当額については還付できないこと。

(以下略)

- (1) 上記の①~④の空欄に入る語句を記載せよ。
- (2) 前納における年金財政上の「効果」及び「留意点」をそれぞれ簡記せよ。

- 問題 3. 次は、確定給付企業年金制度におけるキャッシュバランスプランに関する記載である。 以下の問題にそれぞれ解答せよ。(10 点)
- (1) 以下は、確定給付企業年金法施行規則第二十九条の記載である。次の①~④の空欄に入る語句を記載せよ。

第二十九条 令第二十四条第四項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。 (中略)

- **→** ((1))
- 二 (②)その他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの
- 三 (③)
- 四 前三号に掲げる率を組み合わせたもの
- 五 前三号に掲げる率にその(④)を定めたもの
- (2) 加入から脱退までの期間において、上述の指標がマイナスであった期間が含まれる場合、再評価後の累計額につき簡記せよ。
- (3) 確定給付企業年金法施行規則第二十九条第二号に記載の「その他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの」について、通知「確定給付企業年金制度について」で例示されている3つを挙げよ。
- (4) 現在、ある確定給付企業年金基金は、制度変更後の受給権者の年金額算出方法を、確定給付企業年金法施行規則第二十八条第二項第二号ロ(※1)に規定する給付の額の改定を行う方法に変更することを検討している。この際「あらかじめ定めた給付の額」(給付の最低保証に相当する額)についても、一定期間ごとに、確定給付企業年金法施行規則第二十六条第三項第一号(※2)の予定利率を下回らない範囲で指標(10年国債の応募者利回りの5年平均または1年平均のいずれか低い率)を用いて改定する制度変更をする場合に、通知「確定給付企業年金制度について」で記載されている必要な措置を3つ簡記せよ。

(※1) 規則第二十八条第二項第二号口

あらかじめ定めた給付の額に、規約で定める期間、指標を第二十六条第三項第一号の予定利率とみなして算定するとした場合における給付の額があらかじめ定めた給付の額を上回る額その他これに類する額を加算すること(当該指標が第二十六条第三項第一号の予定利率を上回る場合に限る。)。

(※2) 規則第二十六条第三項第一号

予定利率は、前回の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い 下限予定利率を下回らないものであること。ただし、令第二十四条第一項第三号に掲げる給 付の額の算定方法を用いて同条第三項の年金として支給される給付の額の改定を行う場合そ の他これに類する場合にあっては、零を下回らないものとすることができる。 問題 4. 次は、ある企業が実施している規約型確定給付企業年金制度の財政決算における貸借対照表上の数値である。以下の問題にそれぞれ解答せよ。なお、解答に至るまでの計算式や過程も論述し、必要に応じて別表を用いよ。また、金額の端数処理は千円未満を四捨五入すること。(10 点)

貸借対照表	(単位:千円)
目 I F N I I I X X	

	(十一: 111)
平成 26 年 5 月 31 日	平成 25 年 5 月 31 日
の財政決算	の財政決算
	0
1, 217, 2	1, 204, 770
6	49 650
162, 0	00 123, 000
(A) 1, 036, 123
1, 300, 8	1, 310, 989
(В) 274, 866
	0
(C) 0
20, 0	00 32, 525
	0 12,472
	1, 217, 2 6 162, 0 (A 1, 300, 8 (B

(1) この企業は、平成25年5月31日を計算基準日として財政再計算を実施し、掛金適用日を平成26年6月1日としている。以下の前提で、平成26年6月1日から適用している特別掛金額(年額)を求めよ。なお、特別掛金額の算定にあたっては、計算基準日から掛金適用日前までに拠出する特別掛金額を考慮して算定せよ。

<前提>

- ・ 貸借対照表の平成26年5月31日の財政決算の数値は、財政再計算を反映した数値
- · 予定利率:年2.0%
- ・ 特別掛金額は元利均等の定額償却(年1回期初払)により算定
- ・ 財政再計算前の計算基準日時点の残余の予定償却期間は10年
- ・ 財政再計算前の特別掛金額は固定額(年間30,000千円)で年1回期初払
- ・ 財政再計算により減少した計算基準日時点の数理債務の額は 21,250 千円
- ・ 財政再計算後の予定償却期間は確定給付企業年金法施行規則により可能とされている 最長期間
- ・ 積立金の額の評価方法は時価方式とする((3)においても同様)
- ・ 特例掛金は拠出していない
- (2) 貸借対照表の責任準備金A、未償却過去勤務債務残高等B及び当年度不足金Cを算定せよ。

(3) 平成 26 年 5 月 31 日を基準日とする財政決算において、継続基準の財政検証結果と継続基準の抵触による財政再計算の要否について具体的な数値を用いて説明せよ。なお、許容繰越不足金は責任準備金により算出する方法とし、許容繰越不足金を算出するための率は確定給付企業年金法施行規則で規定された上限の率とする。

別表(年金現価率:年1回期初払)

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
確定年金 現価率	1.0000	1.9804	2.9416	3.8839	4.8077	5.7135	6.6014	7.4720	8.3255	9.1622
1 年据置確定 年金現価率	0.9804	1.9416	2.8839	3.8077	4.7135	5.6014	6.4720	7.3255	8.1622	8.9826
年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
確定年金現価率	9.9826	10.7868	11.5753	12.3484	13.1062	13.8493	14.5777	15.2919	15.9920	16.6785
1年据置確定年金現価率	9.7868	10.5753	11.3484	12.1062	12.8493	13.5777	14.2919	14.9920	15.6785	16.3514

(予定利率:年2.0%)

問題 5. 次は、公益社団法人日本年金数理人会および公益社団法人日本アクチュアリー会が定める「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」のうち、「6.2 データ等の基準日」に関する記述の抜粋である。以下の問題にそれぞれ解答せよ。(10点)

6.2 データ等の基準日

(中略)

データ等の基準日から期末までの期間の調整や割引率等に関する補正は、(①)等を用いて行う場合の計算結果の近似値が得られるように、調整や補正の方法の特徴を理解した上で、合理的に適用する。(②)することが、必ずしも合理性の根拠にはならないことに留意する。

データ等の基準日から期末までの期間の調整や割引率等に関する補正は、(③)の合理性を保つ観点から、(④)の評価と退職給付債務の評価との一貫性が保たれるように注意を払う。このような調整あるいは補正の重要性が乏しいと判断される場合には、調整あるいは補正を省略することが考えられるが、その場合にも(④)の評価と退職給付債務の評価との一貫性が保たれるように注意を払う。

6.2.1 データ等の基準日から期末までの期間の調整

データ等の基準日から期末までの期間(以下、「調整期間」という。)に関する退職給付債務及び 翌期の勤務費用の調整として、例えば、以下のような数理的な方法が考えられる。 (以下略)

- (1) 上記の①~④の空欄に入る内容をそれぞれ記載せよ。
- (2) 下線部に関して、「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」に例示されている3つの数理的な方法について、それぞれの調整方法の内容を簡記せよ。なお、当該ガイダンスに記載の近似式、注記及び留意事項の記載は不要とする。

問題 6【所見問題】. 平成 26 年 3 月末時点での積立状況および制度概要が以下のとおりとなっている総合型厚生年金基金がある。約半数の設立事業所の事業主(グループA)は、給付額に過去の加入員期間を反映した年金制度を維持するために、共同で基金型の確定給付企業年金(以下「DB」という)を実施する意向であり、残りの設立事業所の事業主(グループB)は、基金を解散して年金制度を終了する意向である。基金は、事業主の意向を踏まえて、選択可能な方法の中から、次の2つの方法を検討することとした。

「方法①: 基金を分割して、グループAの基金は代行返上、グループBの基金は解散する」 「方法②: 基金を解散し、分配される残余財産を交付してグループAで新規に DB を発足する」

なお、グループAとグループBの人員構成(加入員数、受給権者数、年齢、加入員期間、 男女比等)は同程度であるとして、以下の問題にそれぞれ解答せよ。(解答用紙3枚以内) (35点)

- (1)当該基金が検討することとした2つの方法以外に、基金の意向を踏まえて考えられる方法を簡記せよ。なお、留意事項等の記載は不要とする。
- (2)基金が検討する2つの方法それぞれについて、年金財政の観点を中心に、中立的な立場から選択にあたっての留意点等を踏まえて、所見を述べよ。なお、2つの方法に共通する事項とそうでない事項に区分して記載すること。

<積立状況(平成26年3月末)>

- · 純資産額=270 億円
- · 最低責任準備金=220 億円
- ·最低責任準備金調整額=10億円
- ・責任準備金(プラスアルファ部分)=60億円
- ・最低積立基準額(プラスアルファ部分)=80億円

<制度概要>

- ・加算型の総合型厚生年金基金(加入事業所は同業種)
- ・加算部分の給付体系=平均給与比例制
- ・基本部分の予定利率=5.5% 加算部分の予定利率=5.5%
- ・加入員数=10.000 人 (加算適用加入員数=9.000 人)
- · 設立事業所数=50 事業所
- ・加入員の平均年齢=40歳
- ・基本部分・受給権者数=4,500人 加算部分・受給権者数=4,000人